

## 学校法人了徳寺大学 公益通報に関する規程

平成 21 年 12 月 12 日  
法人規則 第 43 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）に基づき、学校法人了徳寺大学（以下「本学」という。）内部における公益通報（以下「通報」という。）の処理及び公益通報者（以下「通報者」という。）の保護に関し必要な事項を定めることにより、本学の自浄作用を高めるとともに、法令又は本学諸規定の違反行為等（以下「不正行為」という。）の早期発見と是正を図り、もって本学の健全な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程に定める通報とは、通報者が、本学の業務に関して組織的又は個人的な不正行為が発生し、若しくは発生のおそれがある旨を、法第 2 条に定める通報先のうち、労務提供先又は修学先である本学の通報窓口に通報することをいう。

### (通報者)

第 3 条 次の各号に掲げる者（以下「教職員等」という。）は、第 7 条に定める通報窓口に通報を行うことができる。

- (1) 本学の教員及び職員（それぞれ非常勤の者を含む。）
- (2) 本学の指揮命令下にある派遣労働者
- (3) 本学と第三者との間の契約に基づき本学においてその業務に従事する労働者
- (4) 本学の学生（研究生、科目等履修生、特別聴講生を含む。）

### (通報の方法)

第 4 条 通報の方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会とする。

- 2 教職員等は、通報を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

### (禁止事項)

第 5 条 教職員等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報、又は不正の利益を得る目的、本学又は第三者に損害を加える目的、その他不正目的の通報を行ってはならない。

- 2 本学は、前項の通報を行った者に対し、就業規則、学則、法令等に基づき、必要な処分又は措置を講じるものとする。

### (総括責任者)

第 6 条 本学における通報を処理するため、理事長の下に総括責任者を置き、法人理事（学識経験者）をもって充てる。

- 2 総括責任者は、通報窓口、通報及び通報に関する相談の方法その他必要な事項を総括する。

(通報処理委員会)

第7条 通報を受け付け、及び通報の受理又は不受理を判定するため、理事長の下に通報処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、総括責任者、学長、事務局長、副事務局長、事務局長代理をもって構成する。
- 3 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(通報窓口)

第8条 通報窓口は、前条に定める委員会構成員のうち、事務局職員が担当する。

- 2 通報窓口の担当者以外の者が通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、又は通報者に通報窓口に通報するよう助言しなければならない。

(通報の受理等)

第9条 通報窓口において通報を受けた場合は、総括責任者は、その旨及びその内容を理事長に報告するとともに、委員会を招集して当該通報の受理又は不受理を判定し、その結果を速やかに理事長に報告するものとする。

(内部調査の実施)

第10条 前条の規定により通報を受理した場合は、委員会において必要な調査（以下「内部調査」という。）を実施しなければならない。ただし、不正行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

- 2 総括責任者は、前項の定めにより調査を実施する場合は、通報者に対し、あらかじめその旨を通知しなければならない。ただし、当該通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。
- 3 内部調査には、通報案件ごとに、その都度、総括責任者が推薦し、理事長が承認した者を調査員として加えることができる。
- 4 総括責任者は、被通報者を内部調査に関与させてはならない。
- 5 内部調査は、不正行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。
- 6 委員会は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。
- 7 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、これに応じなければならない。
- 8 総括責任者は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちに、その結果を理事長に報告しなければならない。

(是正措置等)

第11条 理事長は、不正行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 前項の措置を講じたときは、通報者にこれを通知するものとする。ただし、当該通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(通報に関する相談)

第12条 教職員等は、通報窓口に対し通報に関する相談を行うことができる。

2 相談の方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会とする。

3 前々項の相談を受けた者は、相談者に対し誠意をもって応じなければならない。

(遵守事項)

第13条 総括責任者、委員会構成員、その他本規程に定める職務に携わる者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 通報者及び第三者の正当な利益を侵害しないこと。

(2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。

(3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。

(4) 通報を行った者等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。

(5) 職務上知り得た事実を正当な理由なくほかに漏らさないこと。

2 総括責任者及び委員会構成員は、その職を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第14条 大学は、教職員等が通報を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、解雇、減給、降格、懲戒処分その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、教職員等が不正の目的をもって通報を行った場合は、この限りではない。

2 通報に関する相談を行った者については、前項の規定を準用する。

(軽減措置)

第15条 不正行為に関与していた教職員等が、委員会がその調査を開始する前に、自ら通報を行った場合は、当該教職員等の処分を軽減し、又は免除することがある。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成21年12月12日より施行する。

2 この規程は、平成26年4月1日より施行する。